商品概要説明書

マイカーローン(一般型C・残価設定型)三菱UF Jニコス

(2025年11月1日現在)

	マイカーローン(一般型C・残価設定型)
商品名	 ※残価設定型とは、数年後の残価をあらかじめ設定し、その残価を支払最終回
	まで据え置く融資形態をいいます。
	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
ご利用いただける	○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6か月前
方	以降に借入申込みいただく場合を除く。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	※本商品は店頭での受付のみとなります。
	○ご本人またはご家族が必要とされる自動車(新車)購入および購入に付帯す
資金使途	る諸費用とします。
	○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入金額	ただし、貸付時年齢が満71歳以上の場合については、200万円を上限とし、
	新卒内定者の場合については、300万円を上限とします。
	○据置期間を含め3年(36か月)または5年(60か月)とし、残価額は期間
	3年を選択した場合、自動車購入費用(付帯する諸費用含む)の50%、期間
	5年を選択した場合、自動車購入費用(付帯する諸費用含む)の40%としま
 借入期間	す。
借入期间	※残価額は、借入期間終了時の自動車の売却金額を保証するものではござい
	ません。
	○なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象
	者の入社前月末までの範囲内とします(最大6か月)。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利 (パーソナルプライムレート) により、年4回見直しを行い、4月1日、
	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日
	より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】キャンペーン時のみ
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○お借入利率には、年 0.79%または 1.35%の保証料を含みます。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J	 Aの融資窓口へお問	
	せください。		
	 応じた利息を支払	う方法)	
返済方法	とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月	返済方式に加え年:	2回の特
	定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借		
	入金額から残価を除いた額の50%以内、1万円単	単位です。) のいずね	いかをご
	選択いただけます。		
担保	○不要です。		
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株	式会社)の保証をご	ご利用い
	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保	:険) のいずれかにこ	ご加入い
	ただけます。		
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種	類によりお借入利≧	をは下表
	記載の加算利率分高くなります。		_
(保険)	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	年 0.20%	
	団体信用生命保険 (ワイド)	年 0.20%	
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)とあわせて「9ラ	大疾病補
9 大疾病補償保険	償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっ	ては借入利率に以て	下の利率
	が加算されます。		
	年 0. 50%		
	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含	む)が必要です。	
	○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済	をされる場合は 5,5	500円の
手数料	事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
7 2011	※一部繰上返済については受付いたしかねます。		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を	変更される場合はこ	3,300円
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」とい		
	A本店総部(電話:0439-70-1331)にお申し出くだ		_, .,
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ	適切な対応に努め、	苦情等
	の解決を図ります。		
苦情処理措置およ	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359))でも、苦情等を受	受け付け
び紛争解決措置の	ております。		
内容	○紛争解決措置	1 A > 1 - 100 PP > 3	alm -2
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
	ます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所		ν' ₀
	東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-358)		
	第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3599		
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-358	1-2249)	

	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客
	様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ
	ります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合
	わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。

JAきみつ